

特105

518

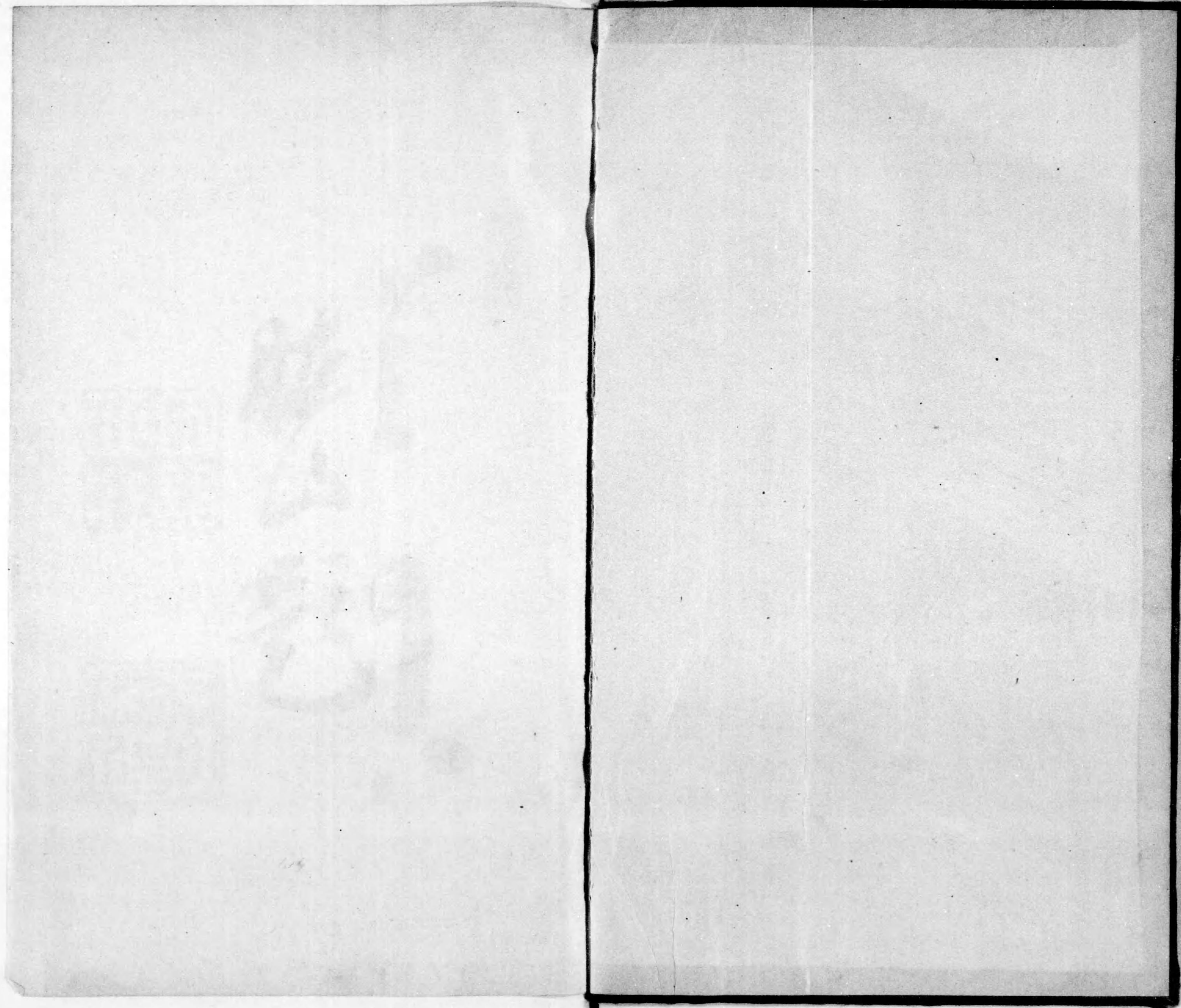
南濱餘影



0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5

始





THE 131

卷之四

西苑
壯麗

知不足
印

卷之四

聖賢

聖
思

名
寤

大正辛酉春

醉山題



閣 顯
函 微

大正十年三月

皇太子行儀殿

香山 謹呈

特105
5/8



墓の生先濱南川香 位五正贈
(内城寺禪興町塚平市島廣)

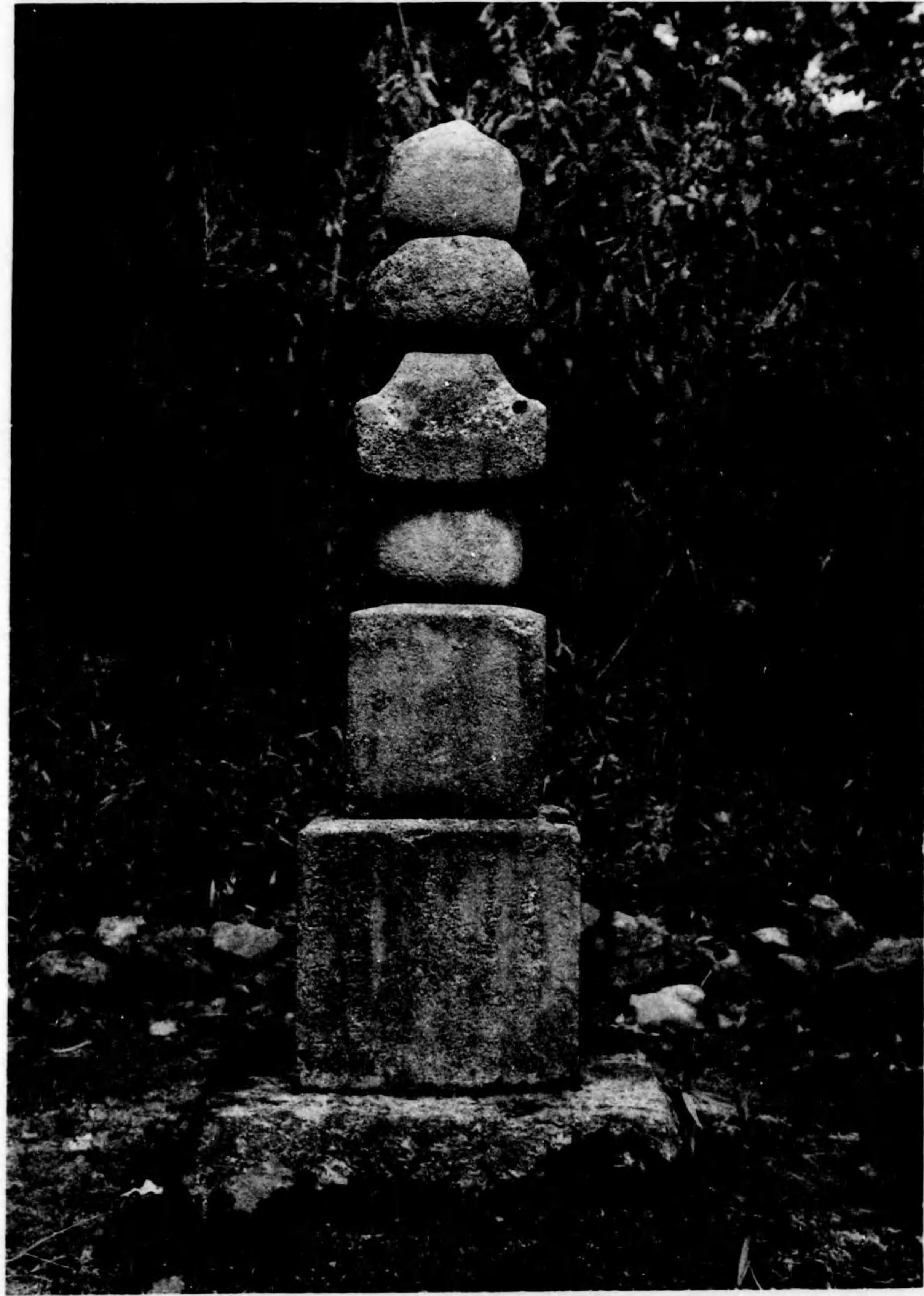
香川南濱先生の遺墨



法華堂
備前南濱
丹汗明鏡中
經集定不處
正一服原

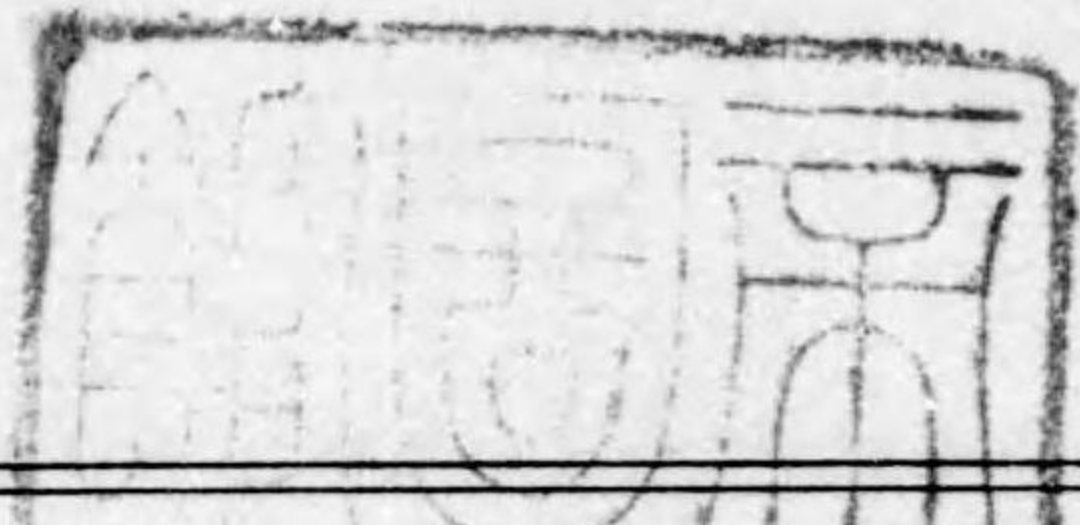


祠の政景郎五權倉鎌祖始の氏川香
(山城村木八郡佐安國藝安)



香川平太景光の墳墓

源頼朝よ藝州八木邑の地頭職に補せられ始め
相模國香川莊よ下り來る



序

碩學高德の士であつて、時人の景仰する所と爲りながら、其事蹟の後世に傳らないで埋れ木となれるもの鮮くはない。香川南濱先生の如きも其最も著しきものである。先生は藝藩私立學校の鼻祖とも云はるべき儒家で、博學洽聞、以て藝藩幾百の子弟の爲めに、熱心に講筵を開いて多大の感化を與へた。加ふるに其幼時苦學の状況は、以て世の青年立志の鑑とするこゝが出来るとし、其名利に走らない高潔の人格は、以て常へに士人修養の範とするに足るのである。然るに其閱歴の普ねく知られないのは、當時幕府が宋學を獎勵して

大正
10. 4. 16
内交

先生等の主唱した古學を壓迫したの事、先生に嗣子なく敢て他人不肖の兒を養ひて君國に益なきことを爲すに忍びなかつた爲め遂に其祀を絶つたの事に由るのである。然るに大正の二聖代となり、天恩遂に此枯骨に及び、先生に正五位を追贈せらる。香川東二氏は先生と同族中深き縁故あるの故を以て、此位記を拜受するの光榮を得、永く先生の祭祀を絶わさないやうに努めらるゝことゝなつた。斯くて残る所は此先哲の詳傳をもつする人の現はるゝことのみである。

舊友文學士三井大作君は先生と同郡の出なるの故を以て、

乃ち此任に當らるゝことに爲つた。君は廣島市史編纂の傍ら、諸方の史料に就き、普く探り、深く稽へ、苦心慘怛全く献身的に此書を編せられたのは、先人に忠實なる所以であつて、今人の教化に亦多大の寄與あるや疑ひない。

余、乏を廣島高等師範學校長の職に受け、先生垂教の地に育英の業に従ひつゝあることを思ひ、切に身心の緊張を覺ゆる次第であるが、今又吾友の著はしたる此傳を見るに及び、感慨更に深きものがある。敢て一言を序する所以である。

大正十年三月廿七日の夜

白島の僑居に於て

吉田賢龍識

頂上に建て、五月五日を以て祭日とし、世々これを祀る。景光より十一世の孫左衛門尉光景、毛利元就の麾下に屬し、數々軍功あり、是に於て賞するに毛木、筒瀬、細野、原を以てす。其後遂に仁保島及作州、高向、三嶋、新莊の數城を領す。光景、春繼を生む。慶長五年、毛利氏防長二州に移封の時、春繼これに隨從す。春繼家景を生み、家景、正矩を生み、正矩、正恒を生む。是れ香川氏の本宗たり。其裔防洲、岩國に在りて吉川氏に屬す。正矩嘗て陰德太平記を著はし、未だ稿を脱せずして歿す。次子宣阿、これを續補して、以て父の志を成す。宣阿は正恒の弟なり。出家して僧と爲る。字は堯眞、梅月堂と號す。博學俊才にして、特に和歌に長せり。著書に草庵集、蒙求、諺解、三玉事抄、梅月堂隨筆等あり。宣阿嘗て八木邑に來り、景政の祠に謁す。其堂宇の大壞せるを憫み、其地に田參畝、畠四畝餘を購求して之に附し、永く祭祀の資料に供せり。時に寶永六年己丑五月なり。宣阿京都の一條に住す。世に一條の今西行と稱す。子孫世々和歌を善くし、京都に居る。有名なる皇學家、從五位下肥後守香川景樹は其玄孫に當れるなり。

鎌倉權五郎景政より左衛門尉光景に至るまで、十有七世の間、士林の盛族たること、香川氏家牒に著はる。光景二子を生む。春繼、廣景といふ。春繼、父祖の後を繼ぎ、毛利侯に隨從して防州に移る。是を本宗と爲す。廣景は八木邑に殘居せしが、後ち亦た長州に移り、毛利侯に屬す。其支族猶ほ八木郷に居住し、能く其田宅を保つ。然るに世變り時移り、子孫稍落魄して、其志を得ず。承應年中、洪水に遭ひ、田宅流失して、其産を破り、家益々衰ふ。其間の世數詳かならず。先生の祖父は六右衛門といふ。八木郷香川氏の支族にして、一農夫たり。忠兵衛を生む。忠兵衛、居村の組頭を勤めしものゝ如し。享保年中始めて廣島に移る。先生は其長男なりき。

先生は享保十九甲寅の歳を以て廣島に生る。幼にして聰敏、學を好み、強記人に絶す。髻鬣にして句讀を郷師に受け、旁ら國字書を読む。成童にして歌書、草紙を読み、善く暗誦す。弱冠にして始めて史記を読み、略ぼ文義に通ず。然れども未だ漢學に精ならず。因りて専ら字典に依り、自ら研鑽し、遂に儒學を以て

一世に焜耀せんと欲し。益々勵精して怠らず。常に戸を閉じ人を絶ち。甚しきときは長櫃ながびに入り、明を引きて書を読み。若倦みて睡眠を催すときは、乃ちただ几に倚り假睡するのみ。未だ曾て褥に臥せず。飲食の外、手に卷を放たず。而して力を經藝に竭せり。其學は初め性理家の説に従ひ、既にして博く古書に通じ。遂に轉じて古訓を唱へり。然れども經義を講ずる、必ずしも拘泥せず。漢儒の説と雖も疑ふべきものは従はず。宋學の説と雖も信すべきものは之に従ひ。諸家の説を折衷して其大義に通じ。専ら古道を知るを以て本旨となせり。當時學者の輩、皆詞章詩賦を修むるを以て旨となすも、先生は乃ち敢て之を爲さず。經世實學を以て、人才を教育することを目的となす。然れども其讀書法は最も音義を正し、訓譯を慎めり。或人云く、書を讀む只だ其宗會を得れば可なり。何んぞ必ずしも章句音切の末に拘泥せんやと。先生答へて曰、章句音切は登樓の梯子の如し。梯子なくんば樓に登るべからず。未だ章句音切にして明ならず。焉んぞ其宗會を得べけんやと。先生博學洽聞。凡そ經史の外諸

博學の成立
蕉雨堂
京師に往く
伊豫の國松山に遊ぶ
再京師に往く

子百家及本邦の群書を涉獵せるを以て。其和漢古今の時勢の變遷、制度沿革の事を論ずるに至りて。歴々これを掌に指すが如し。其説を聴くもの感嘆せざるは無し。又兵書に精通し、吳子以下六書を以て孫子の註解と爲し。孫子を講ずる毎に、必ず六書を引きて其説を解せり。天文、律曆、算數、音韻、律典、地誌、產物、醫方、本草等の説も、旁ら通せざることなく。之を聴くもの皆其博識に驚かざるは無しと云ふ。且聲音嫺にして、鼓琴を律し、琵琶を弾じ、横笛を吹く、其調最美なり。始め廣島市中に住す。芭蕉を北窓の下に栽わて之を愛す。因りて蕉雨堂と號す。後ち城南六町目村海濱に移居す。今の大手町九丁目南岸也。乃ち又南濱と號す。先生嘗て京師に往き、學大に進み。廣島に歸るの後ち、贊を執りて學ぶもの、漸く加はる。然れども是時既に廣島城下に福山鳳州の塾あり。書を讀むもの蓋多くは之に向へり。是に於て安永六年の秋、伊豫國松山に遊ぶ。來りて其講説を聴かんことを求むるもの頗る多し。遂に掩留講説すること五旬にして歸り。又京師に往く。諸州の人來り學ぶ者多く、數百人に及べり。一たび

江戸に遊ぶ

京師に還る

廣島に還る

藩費の創立

六

丹波國龜山藩の聘に應じ講説す。士大夫多く之に従ふ。既にして歸る。又幣を厚ふして之を招く。先生辭して往かず。八年春江戸に往き、柴野栗山を其客舎に訪ふ。一見舊識の如し。栗山以爲らく、先生は博學俊才、一世の儒なりと。因りて先生を某侯に薦む。某侯將さに祿百五十石を給して聘せんとす。然れども宋學を講せんことを要するを以て就かず。栗山に答へて曰。人各志す所あり。宋儒の説と雖も、聖旨に背かば則ち從はず。聖經を以て準則と爲すは學藝の道なり。徒らに之に従はば則ち詔諛と爲す。是れ吾の爲さざる所なりと。遂に京師に還り。九條左大臣尙實公及芝山參議の客となり。最も寵遇せらる。後ち松山侯、幣を厚くして之を招く。應じて將に赴かんとす。一旦廣島に歸る。廣島の弟子相見て大に喜び、先生を擁して往かしめず。切に請ふて六町目南涯の宅に留め、日々相會して講習す。乃ち始て此宅を名けて修業堂といふ。是時に當り藝藩將に藩立の學問所を興さんとす。天明元年十二月先生、賴春水、増田來次と共に徵されて教授と爲り。御小姓組に班し、各俸三十口を賜はる。時に

年四十八。城内二之丸屋敷を以て、その學館に充て。加藤定齋等と共に創設の計畫に參與せしむ。明年^{天明二年}春學問所成る。其制、神儒學を東堂に講じ、加藤定齋これを担任し。古學と宋學とを西堂に講じ、先生、賴春水、増田來次等これを担任す。後ち改めて古學を東堂に講じ、先生其教頭となり。宋學を西堂に講じ、春水其教頭となる。東堂を松舎と稱し。西堂を竹舎といふ。先生の松舎に講説するや、弟子殆んど皆これに嚮ひ。松舎に入るもの最も多く、其聲望の盛んなること敵すべからず。是より先き春水専ら宋學(朱子説)を奉じ、毎に先生と學說相諧はず。是に於て江戸の林家と東西呼應して、盛んに異學禁止の議を唱へ。遂に策を幕府に上つり。寛政二年幕府をして異學禁止の令を布かしむ。是に至り藩府は已むことを得ず。先生及増田來次、梅園大嶺の三教授の職を罷め、各々家塾を開きて、子弟を教授せしむ。藩主重晟公特に城南常林寺小路の宅を先生に賜ひ。其宅に於て古學を講せしむ。是より先き先生藩費の教授と爲るや、居を柳町に移し。六町目村修業堂殆んど廢すること三四年。茅屋風雨

七

を庇はず。乃ち門弟相議して費を助け、之を修築し。其堂號を改めて嚶々館と云ふ。是に至りて門弟復た相議し。學舎を常林寺小路の賜邸内に營み。舊號を復して修業堂と稱し。其門に扁額して進德門といふ。藩參政林都賀夫名は敦字は子厚亦門弟の一人なり。修業堂の興る其力甚だ多きに居ると云ふ。是に於て弟子の禮を執るもの頗る多く、凡五六百人に及べり。先生講說の際は、生徒毎ねに堂に滿ち、後るものは、廡下に就て聽くに至ると云ふ。修業堂の學範に曰

學範

一經學と謂は、聖人の書を読んで、道を明め行ふなり。道を知らざるは士君子にあらず。故に古の時は、子を教ること次第ありて、時を失ふことなし。此其一已の徳を成すのみにあらず、國家の用とせんが爲なり。天下國家を治むるには、人を用ひざればあたはず。故に士を取るは經濟の第一なり。されば學は人材を陶鑄する者にて、尤國家の要にして政の先務たり。假令國これを忽にすとも、士たる者の既に祖先より君の祿を食み、世々君

恩を被りながら、國家の用となるべきことをも思はず。徒に日月を過し、終身庸愚の人として、草本と與に朽なんこと不忠とやいはん。口惜次第にあらずや。孔子曰、立身行道、揚名於後世、以顯父母、孝之終也。假令親の爲に寒氷に伏し糞を嘗とも、此志なき者は孝子にあらずと知るべし。一聖人の道を學は、聖人を以て師とす。而ども其人と骨と己に朽たり。故に後世に在ては遺經を明むるを以て學とす。しかるに經書は皆古文辭なり。古書を博覽し、融會貫通して、而後通曉すべきなり。されども其事容易ならず。人々能すべきにあらざるを以て、學者をして先儒の註解に従て、經意に通せんことを要せしむるなり。扱傳註は、漢唐の儒者は拘泥して、反て義を失すること多し。宋儒に至て經義大に明なり。學者宜先宋儒の說に従ふべし。

一右の如くなりといへども、經義は一家の言の能盡すところにあらず。宋儒の解義も失するところ少からず。されば明朝には專宋學を以て國學

に建られしかども、卒に儒者の駁議を止むることあたはず、清朝明の制に因るといへども、聖祖皇帝、易詩書春秋の四經に於て諸家の説を折衷し、一説を專とせず、清帝の學に於る達せりと謂べし、是故に學者先宋儒の解義に従ひ、又俊傑の人に就て其得失をも聽べし、必學力もなき鹵莽の師に従て、わけもなき僻説を信じて道を誤るべからず、

一 近世伊仁齋、物徂徠、皆豪傑の士にして、各一家の學を建たり、仁齋は宋學の少し異なる者のみ、物氏は道を見ること大に先儒に異なり、其章句の間に於ても、己が才氣に任せて、恣なる説とも多く、學者を誤ること尠からず、辨道論語徵等の書、初學の者これを讀ば、大に誤出來るべし、深これを懼るべし、學問既に熟しての後は、これも亦閱して、其説の可なるところあるは擇取るもよし、古義は固に觀るに足ざる者なり、仁齋は才氣徂徠に及ばず、其説採用るに足らず、春臺論語古訓諸家を採擇して、何氏が集解に效へり、故に□より駁ならず、されども道の大體を誤ることは、物氏

が門人なる故同じきなり、

一 孝經四書五經等は、師に従て句讀を授り、勿論數百千遍これを讀で文句を諳記すべし、又必朱子小學の書をも讀べし、其故は先輩の嘉言善行を載たる故に、これを讀は善心を發起するを以なり、

一 四書五經等を讀に、句讀を明にし、音義を正し、和訓手爾乎波をも誤なく、義理に害なきやうにすべし、始龜畧に致たることは、後に至ても甚除き難き者なり、正しく習置べし、若音韻の學にも通せず、和語にも昧き暗劣なる師に従て、埒もなき句讀を授りたるは、其言を貽すこと淺からず、深くこれを慎むべし、

一 四書五經等文句諳記するに至ては、先四書集註を取て熟讀一遍すべし、次に五經集註亦熟讀一遍すべし、次に左傳を讀べし、其法先註を合て讀み、大概本文の意義を會得し、扱不識字あらば字書に檢すべし、專杜註に従て、慎て意見を生ずべからず、通じ難きところは、先さしをきて、次に移

往々古韻に律し難きことあれども、先は大畧廣韻の音に合ふ、且字註も委しく、尤初學に益あり、必此書を以て常に案上に置べし、但韻會は韻類の書なる故に字を検するに不便なり、別に韻會捷見とて韻會を形類にしたる一冊の書あり、是を用て字を検し、更に韻に入ることをも又平反をも識得べければ甚益あり、字典は尤便利なる書にて勞なし、
 一讀書する時、不識字あらんに、或は偏傍に依て讀み、或は字體の似たるを以て推量して讀べからず、必一字書を検し、正音を得て讀べし、懶惰にして其儘にうちすぐべからず、世に大儒碩師と稱せらるゝほどの人の書を讀時、偏傍に依て字を讀者ありて、識者の笑となる深く耻べし、
 一右の外に國語、戰國策、老子、莊子、孔子、韓非子、呂氏春秋、楚辭、說苑、新序、世說新語、十八史略、蒙求等何れも讀べきなり、其後に十三經、通鑑綱目等を見るべし、
 一歌よみ詩作ること、必竟なぐさみなれば、其人の意に任すべし、これなく

又とも君子の徳に闕たるところあるにあらず、さりながら無藝にして風流ならざるも、固陋なる者なれば、詩歌管絃いづれにても、好むところに從て玩ぶもよろし、
 一孔子曰、有文事者、必有武備、有武事者、必有文備と、文武並行ふは聖人の道なり、且弓馬は士の業なれば、尤これを忽にすべからず、
 一これは愚か身上のものがたりなるが、愚童髻亂の頃より、好て國字書を讀み、成童にして歌書艸紙など讀み、弱冠にして始て史記を讀たるに、文義畧通したり、但師に就て句讀を授りたることなき故に、漢字に疎く、字書を検するに甚力を費たり、されども一字書を検して識りたる故に、世俗の謬音に惑はさるゝことなし、文義の通せしも頗速なりしやうに、
 寛政三年六月規條及式を定む、規條は學生の修身、講學の方法を規定し、而して式は一年間の課業の日程を定むるなり、規條に曰、

規條 一 凡經傳、孝經、論語、周易、尚書、毛詩、載記、春秋，皆須熟習之。凡學生，專本於謙讓，長幼之序，貴賤之等，不應侵陵固矣。但受業質疑，隨入學之遲速，凡會讀，必先正音訓，而後辨意義。雖長者解說，有不妥處，不憚難問。然溫淳恭敬，慎勿勦說雷同矣。凡學生，欲博學詩書六藝之文，躬行孝弟遜讓之行，口道忠信之言，苟事長者，而不遜悌，與朋友交，而不忠信，雖善讀書，所不取也。凡學生，講道義，閑於文藻，是為有用，徒習文藝，而遺禮義，事浮華，而無雅致，是學者之大弊也。凡學生，宜讀先秦古書，而觀三代禮儀之盛，又宜熟讀左國史漢等之書，察治亂與廢之跡，曉政治得失之指，既通古書，而後讀後世之書籍，自源而流，必易易耳。凡吾聖人之道，內孝父母，外敬君長，平治天下國家之道也。學者當慎而遵奉矣。

寬政三年辛亥夏六月 式
 ○正月十七日始就業 ○二十二日始會議
 ○十二月十七日終會議 ○十八日終業 ○授句讀、講章句，每日自辰至巳 ○會議自己至午 ○每旬一日會議國史 ○每旬二七日會議聖經 ○每旬三九日會議諸子
 ○每旬諸文學說書 ○初旬四日會作詩，自午至申 自正月至三月換以二十四日 ○中旬四日會作文，自午至申
 ○休日 五日、八日、十日、十五日、十九日、二十日、二十五日、晦日 小盡月換以二十九日
 廢業日
 三月三日、五月五日、六月十七日、七月七日、十四日、十六日、八月朔日、九月九日、二十九日

公如東武日、
公至自東武日、
烈祖別廟大祭之日、

當時の儒士、多くは詞章詩賦を以て旨とし、互に聲譽を街ひ、才名を鬪はすに
關らず。先生は敢てこれを爲さず。其志専ら經國濟世の道を講究するにあり。
實用を崇び、浮華を擧しむ。實學を以て、人才を教育するを以て、畢生の目的と
なせり。是故に先生學職を退きし後も、數々心を盡して藩君或は藩府に上書
し、政道の事、文化風教の事に關して、建議する所ありき。蓋言ひて賞あるにあ
らず。言はずして責あるにあらず。而して之を言ひて憚らず。大に君徳臣節に
補ふ所あらんを欲すればなり。嘗封内北郡の民、比黨して其冤を訴ふる者あ
り。有司其魁を捕へて、死刑に處せんとす。先生乃ち上書して云く。之を殺すこ
と勿れ。之を正すに刑を以てするは、之を導くに徳を以てするの愈れるに如
かざるなり。民を安んずるは徳と禮とに在り。悉愚の民、一二これを刑すると

雖も、何んぞ之を懲らして後あらんやと。又上書して社倉の事を言ひ、又嚴島
華表を建つるの議あり。故事に樟材を以て之を造る。有司曰、方今樟材は得が
たく、杉材は得易し。杉木を以て之を造らば、則ち速に成らんと。先生これを聞
きて曰、華表の在る所は、潮汐盈虛、燥濕一ならず。澗水亦た之に注ぐ。他木の能
く堪ゆるところにあらざるなり。且つ故事を廢するは、則ち神の享けざる所
なりと。上書して其志を陳ぶ。是に於て藩主重晟公は參政林都賀夫をして、奉
籤以て神意を問はしむ。果して先生の言の如し。前藩主宗恒公、年既に老い、新
館に在り。先生上書して云く。君公宜しく毎朝新館に赴き、老公の起居を定省
すべしと。又藩主重晟公、左右數輩と、馬を郊外に馳せ、庶人をして之を觀せし
むるを好む。先生乃ち上書して云く。伏して惟みるに、君公騎馬を善くすと雖
も、道路高卑、或は突出す、未だ必ずしも過なしと謂ふべからず。且た、邦民こ
れを觀るのみならず、他邦の人も亦これを觀れば、則ち下民自ら君威に狎れ
ん。君は一國の仰ぐ所なり。慎まざる可けんや。且つ未だ老公の在るあり。君公

最も慎むべし。孝道明德邦内に及ばず、則ち人民厚きに歸せん。伏して冀くは、君公夫れこれを圖れよと。重晟公これを容れ。復た馬を郊外に馳せずといふ。先生常に心を経籍に潜め、研精覃思、疑ふべき者は乃ち文を正し、義を明かにし、將來に補益するところ有り。最も力を毛詩に竭し。毛詩十考を著す。其他著すところ頗多く、左氏傳考、史記辨解、六經解義、孝經解、論語琢、論語仁考、孫氏參考、列子通解、呂覽通解、經史音義、文法評議、蕉雨堂經說、嚆矢、河豚論、孝經音訓正訛、遊洛雜記、蕉雨堂醉談、蕉雨堂學範、漁隱放言、王希範五臟圖論、秋長、夜話等の書あり。然れども多くは未完の稿なり。自ら以爲らく、年老て其書を成就すること能はず。拙き跡を遺さんよりは、焚て棄つるに如かずと。一日舟遊に託して、窃に其著せる所の書十部を載せ。仁保島の海濱に至り、悉く之を焚棄す。門弟驚駭して其故を問へば、和文及和歌を作りて其志を述べ、以て答ふ。聞くもの歎惜せざるはなし。たゞ蕉雨堂學範、仁心論、漁隱放言の一部分と王希範五臟圖論とを集めしもの、秋長夜話の三書のみ、災禍を免れて世に存す。蕉雨堂醉談は門人黒江貫、廣島の人、家號住吉屋、貫は其

名、字はが親しく先生より聞きし所を集録せるものなりと云ふ。其存亡を知らず。先生子無し。藩の制度、侍士五十にして男なき者は、他人の子を養ひて嗣と爲さしむ。先生謂らく、儒者不幸にして子なく、他人不肖の子を養ひて嗣となす。豈に國家の爲めに養を思ふものならんや。縱令吾養を百世に流す能はざるも、何んぞ臭を萬年に遺さんや。且つ市井の中に生育し、みだりに儒士の班に列す。年を経る未だ久しからず。君恩に報ゆる能はず。且つ方今學校の興る。古今の盛事にして、四方の企望する所なり。蔚然碩儒あるに非れば、則ち學校の基礎固からざるなり。吾、學識、誦、劣、その任に當らず。恐懼に堪はず。因りて竊かに以爲らく、其才の卓越なる者を探びて、我後を繼がしめ、而して學校の用に供すれば、則ち賢路を塞がず。且は以て君恩に謝するに足らん。然らざれば、則ち我後を絶ちて可なり。豈に徒らに不肖の子を養ひて、以て身後の計を爲さんやと。竊に藩府に告げて其情を陳ぶ。是に於て藩主重晟公、其養を高しとし、以爲らく眞儒なりと。終に其請を許す。寛政四年八月十六日病んで歿す。

享年五十九。家遂に絶ゆ。士大夫門人相議して之を城南興禪寺に葬り。其神主を修業堂に安置す。先生天資威重高邁。度量宏大。能く衆を容る。當時の賢士大夫、先生の門に入らざるもの鮮し。且つ其師道を行ふや、嚴整肅栗。以て能く人を誘導し。弟子若過ちあれば、必ず之を規箴す。人皆先生を畏敬すること嚴父の如く。未だ嘗て其言に服せざるはなしと云ふ。先生嘗て友人某が長崎に往くに託して、生礦銘を清人吳鳳詔に求めしめ、且つ示すに其著せる所の六經解義、孝經解等を以てす。鳳詔乃ち銘を作りて之を送る。先生これを珍とし。遺命して墓背に鐫せしむ。然れども此銘の文意、先生をして彫蟲小技及神仙の流に列せしむ。以て素志たるに非るなり。嗚呼先生の修業堂に於ける。實に創業の師にして、垂範窮まり無く。その文教に貢献せる功勞大なりと云ふべし。是を以て大正五年十二月二十八日、特旨に依り正五位を追贈せらる。

先生の内室、亦た文才あり。好んで書を読み。最和歌を善くす。先生歿して後、猶ほ其宅に居る。而して疾に臥するも、親戚の之を看るものなし。竊に銀若干を

賜ひて之を扶持す。未だ幾ばくならずして歿す。是に於て藩主重晟公は、先生の嗣なくして、終に其祀を絶つを愍み。又先生の學をして湮滅せざらしめんとし。寛政五年の春、命じて修業堂を存續せしめ、教授駒井忠藏名は一清字は子泉白水と號す、松島觀八郎名は之先字は子觀愚公と號す、及助教授若干名を置けり。然るに未だ幾ばくならずして同年四月十四日駒井忠藏歿し。尋で梅園文平をして教頭たらしめ、又別に醫學部を増設し。文平、長喜庵、立川省庵を、その教授となして、醫生を教育せしむ。同七年初めて學監を置き、藩參政賀美喜和馬を以て之に任じ。附屬の胥吏若干を置けり。文化六年六月梅園文平の歿して後、賀美喜和馬繼ぎて教頭と爲る。同九年十月喜和馬歿す。是に於て十一月教授門司成藏等相議し。學令を規定し、并に教科目を改定せり。時に先生の歿後方さに二十年なり。

學令

先師南濱翁稟性卓異、於經籍所論著亦不尠矣。然恐爲後學開爭端、終焚之。是以其解經、專從漢儒之詁、論道一取護老之言、禮樂刑政爲道之本、基專歸重於

外、而不論内、是以其徒輒以誕節抗道、竟至令天下之人曰、以古學爲陳放之流、是實難無根之論、亦學者之大罪也、故昇此堂者、必修忠信篤敬、而免放誕之譏、則實可謂有忠於斯道、

凡學者、以經濟爲本、其講論經史、亦可有志於此矣、經濟之道、以知時勢見事跡爲本、故傍讀、吾邦古老所著政論之書、亦所以裨補經術也、

凡助授、授經於學童者、其所職也、取經史、而會議者、所以自學也、故助授之學、必以會議爲業、

凡教育學者、以溫厚和易爲本、授章句、講義理、寧失於寡、勿失於衆、至其不能記者、十之百之、不厭鄭重、亦教誨之義也、

凡助授、進而昇堂、退而就寮、言語應對、必以禮、不許雜猥之言、閑堂之笑、凡列於會進者、正席而後坐、

凡吉日、必拜先聖、

凡有喪紀等諸件、而不昇堂者、必告督學及文學、

文化九年壬申十一月朔

抑々聖賢の學を以て、經濟の道を講ずるものと爲すは、護國學派の主義の一なり。此學令は則ち之を認め、而して忠信篤敬を修めて、放誕の譏刺を免れんと欲し、又經濟の道は、時勢を知り、事體を見るを以て本となすが故に、傍ら吾邦古老の著はせる政論の書を読み、て經術を裨補せしめ、教育は溫厚和易を以て本と爲し、言語應對必ず禮節を以て規となせるは、其教育方針の宜しきを得たるものと云ふべし、而して其教科の目は左の如し、

十經

周易 尚書 毛詩 周禮 儀禮 禮記 春秋 孝經 論語 家語

六史

史記 漢書 後漢書 十八史略 元明史略 資治通鑑(或用歷史綱鑑)

九子

孟子 荀子 老子 莊子 韓子 管子 晏子

四集

韓文 柳文 歐集 蘇集

經史羽翼

辨道 辨名 說苑 新書 世說 蒙求

右所列者、爲學生當必讀之急、若有餘力、則兵書、叢書、搜神、列仙、其他稗官、野

史、吾邦古老所著、制度通、政談、經濟錄等之書、學不厭博、

文化九年壬申十一月朔

修業堂の校舎は、寛政二年藩主より特に先生に賜ひたる邸宅に就きて門弟

等其費を助けて構成せしものなり。然るに寛政四年先生病歿せられしかば、

翌年藩主重巖公、特に命じて之を保存せしめ、且つ更めて藩立となせり、其位

置、面積及堂舎の配置等、左の如し。但し孔子廟及講堂の一部は藩立となりし

後に増築せしところなりと云ふ。

校舎

位置 城南常林寺小路の西端北側。本門南向き、今の中央勸商場の西南角

面積 東西三十二間 南北二十三間

土地に虧缺あり、面積七百廿九步(二段四畝九步)

全體建築物 畸形なれども其最長所を算すれば、東西十五間 南北十六

孔子廟 上壇 拜殿 物置

五步半 講堂の北に接す。

講堂 北三室、各五步半 南室六步

同立關 二步半

孔子廟と講堂とは、共に西部の一字に有り。講堂の楣間に扁額して修

業堂といふ。中門其南端に在り、扁額して進徳門。藩參政林都賀夫の揮

毫といふ。

教授席、助教席 各四歩 ○御用人席 三歩

右東方の一字北半面に在り。

御歩行席 二歩半 ○筆役席 一歩半 ○中の間 二歩半

○立立關 二歩 ○生徒昇降所 一歩半 ○小使席 二歩

○廊下 三合十二歩半

右東方の一字南半面に在り。南北両面一字。廊下を以て講堂に連

接す。

倉庫 六歩

庭内東北に在り。

本門 幅二間

通用門 幅二間

多門長屋 六軒 各四歩

合計 八十二歩半

釋奠

先生の神主
を祀る

釋奠は寛政七年に至りて始めて之を行ひ、爾後毎歲正月十二日を以て先聖先師を祭り、且つ同時に先生の神主を講堂の東廡に祀り、學職教授助教等禮拜したり。天保九年の秋、學舎を増築し、神主を西廡に遷し、每歲八月十六日先生の歿日、學監、教授、及助教等、時物を供へて亦これを拜す。蓋先生の舊徳を追思するなり。斯くて修業堂は弘化年中まで存続したりき。

南濱遺稿

香川南濱先生著書大意を讀み焚書の
ころをたもひやりて

三井大 作

朝 日 かげ

仁 保 の う み べ に

立 つ け ぶ り

見 る 眼 く も ら ん

の こ る

ふ み に て

緒 言

一南濱先生の著書多くは經學に關し、其數も頗る多かりしが如し、然るに寛政
年中、先生感ずるところあり、一日舟遊に託して、竊に之を載せ、仁保島の海濱
に至りて、悉く焚棄せられたり、されば現存せる遺著甚だ少く、蕉雨堂學範壹
冊、秋長夜話(正續編合せて四冊)、香川南濱先生著書大意(壹冊)、仁心論(壹冊)ある
のみ、其中にて蕉雨堂學範は、前掲の傳記中に収録し、又秋長夜話は雜誌「尙古」
(第五拾號、第五拾三號)の附録として、既に刊行せられければ、茲には殘餘の
二書と、短文數種とを輯録せり、
一遺稿は寫本にて傳はれるものなれば、原文中往々にして誤脱の文字少から
ず、然れども濫りに訂正増補を施さず、つとめて原形を存せしめたり、讀者こ
れを諒せよ、

大正十月三月

編 者 謹 識

緒言

一南濱先生の著書多くは經學に關し、其數も頗る多かりしが如し、然るに寛政年中、先生感ずるところあり、一日舟遊に託して、竊に之を載せ、仁保島の海濱に至りて、悉く焚棄せられたり、されば現存せる遺著甚だ少く、蕉雨堂學範壹冊、秋長夜話正續編合せて四冊、香川南濱先生著書大意壹冊、仁心論壹冊あるのみ、其中にて蕉雨堂學範は、前掲の傳記中に収録し、又秋長夜話は雜誌、尙古（第五拾號―第五拾三號）の附録として、既に刊行せられければ、茲には殘餘の二書と、短文數種とを輯録せり。

一遺稿は寫本にて傳はれるものなれば、原文中往々にして誤脱の文字少からず、然れども濫りに訂正増補を施さず、つとめて原形を存せしめたり、讀者これを諒せよ。

大正十月三月

編者謹識

此書は余二十七八歳の頃より殊に盡力したるものなり、サレドモ自身一己の識見にあらず、先儒の作書に據りて彼此参考して纂成せり、

○毛詩十考大意

目 録

天文 地理 訓詁 音韻 草木 鳥獸 蟲魚 器財 禮度

雜考 共三十卷

香川南濱先生著書大意

○毛詩十考大意

目 録

天文 地理 訓詁 音韻 草木 鳥獸 蟲魚 器財 禮度

雜考 共三十卷

此書は余二十七八歳の頃より殊に盡力したるものなり、サレドモ自身一己の識見にあらず、先儒の作書に據りて彼此参考して纂成せり、

大 概

陳弟毛詩古音考

陸德明毛詩音義

釋文

顧炎武詩本音

王應麟詩地理考

津逮

陸田坤雅

羅願爾雅翼

鄭樵草木畧

毛晉陸疏廣要

津逮

第一右の諸書を本とせり、此内訓詁の一篇は専ら一己の考證に係る、古書を考へて毛鄭朱三家を駁せり、但未だ半にも及ばず、書料に財を盡して殆んど産を破りしは、今も思ひ出で、自我癡を笑ふのみ、

○蔡氏書傳糾謬大意

古今書を註するもの、林希逸が老莊列の口義、蔡沈が書集傳ほど痴騷なるものはあらず、余嘗六子通解を作りし中に、列子孫子吳子は全く成就したれども、餘の老莊呂覽の三書は未だ成らず、孫子は參考を作りし故に通解は除きたれども、所存あつて三書の解は先づ此度の災は免れしめたり、書傳糾謬には愚が發明殊に多し、先時學問所に於て書經講談いたすべき旨につき、全く愚考の趣を申演ぶべき様に内々示談これ有りし故、いかゞはしくは思ひたれども、先づ大抵見合を以て差控々々講じたり、然るに一日竊に思ふことありて、門人江南文明等來りし時、余話しけるは、明日學問所月次講なり、余が廻りに直りて、文は

即ち書經舜典の月正元日舜格于文祖の一節にて、就中柔遠能邇の句に於ては、鄭玄朱熹詩經の註蔡沈書傳其義皆明白ならず、余書傳糾謬に於て廣く經傳を考へて諸家の誤謬を正し置きたり、自今箇様のこと復た謂ふべきにはあらざれども、學問所勤仕の身なれば一生の言初めの言納めと思ひて、愚考の通りありの儘に申演ぶべし、然らば必定憤激のやから有るべければ、以來余が口を吐られんこと必定なり、されば余が年來の學問も今日を限りと思はる可しと云て打笑ひぬるが、果して愚考の如くなりき、實に此等の事は漢儒以來明了ならざること、我に至て其義を發明したりといは、聖經には大功なるべけれども、人の嫉妬せんことは餘義もなきことなり、兎に角にも我不幸なり、不怨天不尤人、此書争端の第一たるべし、孟子駁註と此書は尤も世に貽すべからず、

○孟子駁註大意

蓋臣壯年、南村修業堂に在りし頃、孟子の書を好み、集註一部常に案頭に置きたり、朱子の註解の中、孟子集註は殊勝のものと思ひ尊崇せり、環讀の間、久假而不

歸惡知其非有也の註の迂なるを見て、心に疑を生じ、それより深く意を用ゆるに、誤謬頗多く、擧げてこれを論じて遂に成書す、命じて孟子駁註といふ、人のためにこれを説くに悦ばざる者なし、去々年學問所助教某講釋の節、集註徵招角招を君臣とのみ解せることの餘りに口惜しく覺へて、不圖其言を論辯したりけるが、一兩日の後、同僚より書を寄せて、學問所は宋學なるに、争て斯く朱説を駁するやと責められて、初めて心付て失言を悔いたれども是非もなし、爲んかた無く中人をいれ、様々にわび言して、浪風たゞす納まりぬ、此等につけても思ひまはずに、斯る書を編述しぬるは、余壯歲客氣にて名を求め才を顯すの誦を免るべからずと思へば、我ながら疎ましく、其書を見るものうく、去ぬる三月初つかた、老從に命じて焚棄せしむ。

去々年論議の時、餘りに余が和順なるを門人切齒する者多し、又しらすして無きことを言て大家を誣るなど、訝る人もありければ、門人あながちに請ふ者に許て、徵招角招の駁註一條を寫させぬるが、諸方へちらけやしぬらん、此

にて著述の大意は見ゆべし、恣じて才を賦するは天にて、性の罪にはあらず、それを兎や角責るは眞實は無理なることなり、

○孫子參考大意
余弱冠の頃、自謂らく、凡そ男子たる者は必文武兼備せざんばあるべからず、孔子のたまへるにも、有文事者、必有武備、有武事者、必有文備と、是文武相須つを云ふなり、論語に孔子のことを記したるにも、子之所慎、齊戰疾とあれば、明に戰陣に臨み玉ひしなり、然れども其言曰、暴虎馮河、死而無悔者、吾不與也、必也臨事而懼、好謀而成者也、是大丈夫の志なり、故項羽曰、劔一人敵、不足學、學萬人敵と、孔子の所謂「好謀而成」といふものは、是兵家要訣なり、孫子曰、兵者詭道也と、唯此一言兵法の奧義といふべし、世俗の瑣屑の末技は何ぞ言ふに足らんやと、これより専ら心を孫吳二書に潜めたりしに、歲月を積むに従ひ、自ら見る所あり、兵家の金經玉書とすべきものは、獨孫子一書のみ、吳子より以下の六書は全く孫子の註脚なりと思へるより、吳子尉繚六韜三略司馬法大宗問對六書の文の孫子の

意を發明するものを拔出し、又左傳は其兵を論すること卓絶にして、唯孫武と相對すべきは此書なり、全く孫子と内外の書と稱すべしと意付しより、これを孫子の書に牽合し一書を編成して孫子参考と名づけたり、其後明の茅元義が武備志を見たりけるに、六書を以て孫子の註脚と見ることは余と契合す、さては先づ我心を得たるものありと思ひて、益々弊帚淳子の心あり、其後京師に遊學せしに、圖らずも李卓吾が叢書を得たり、其中に孫子參同一編あり、披閱すれば余が参考と符節を合せたるが如し、唯時に頗異同あるのみ、それより猶彼此取捨し、行々は問世せんと思ひけり、

此書全く成就し、且經說にもあらざれば、世に存すとも苦しかるまじけれど、經說をさへ焚棄つる上は、いかで之をも存すべきと思ひ定めて、之を炎火に與べけり、凡吳子より以下を以て孫子の註脚と見ることは、先輩の説これありと、雖も左傳を以て孫子内外の書と見ることは、魏武より以來孫子を註するもの未だ言はざる所、蓋臣より始めて發するなり、但蜀の關羽、晉の杜預、宋

の岳飛等、皆良將にして左傳を好み、杜征南は軍中といへども手に卷を釋つることなし、渠豈文字章句の末に拘々たるものならんや、且又軍中に在て讀書に耽り、事務を忘るゝ者に非ず、特に其兵家に裨益あるを以ての故なり、關將軍が左傳を好める常に手に釋てず、誦讀登口と會稽典錄に見えたり、余は實に一介の書生なれども、左傳を以て孫子内外の書と見ることは、彼三子の者も必ず地下に領すべし、豈俗士とともにいふに足らんや、宋儒朱熹の輩、左傳を以て浮華の書と思へるは、作者の主意を知らぬ故なり、腐儒の陋見、毎々かくの如し、

惣して左氏は比類なき達人にて、禮に通じ、易に善く、兵に達せり、其文章は繁簡宜しきを得て、古今其右に出づるものなし、作家の宗とするところ勿論なり、但其作書の旨趣は春秋の傳を假りて、其所長を陳るのみ、故に其記事虚あり實あり、夫れ虚を實にし、實を虚にするは、作家の常、何んぞ論するに足らんや、宋儒の拘牽笑ふべし、

○素問中肯大意

余壯年、范文正公の「若不爲良將、爲良醫」と謂ひし言を深く欽慕し、頗る醫事に志あり、されども性剛にして區々たる末技を事とせんことを好まず、又聞陸宣公在忠州、哀方書、度日は蓋仁人之用心也と、これより方書を明らめ、人をも教導せば爲仁の方なるべしと思ひ、多くの方書を需め得て、經學の餘力には之を閑しける、其頃世人甚だ河豚を好み、啖ふことありて、往々其毒に中り、命を隕す者あり、又嚴島に遊びて、一男子の蟲毒に中てられ死したるを見て、民の非命に死するもの有るに深く、愍念を起し、先づ河魴論を作りて、諸典籍に於て河魴の毒物たることを論じたるをば、普ねく集録し、又其治方を諸の醫書に檢出し、河魴中毒の治方遺漏する所なし、卷首に明の田汝成が啖河魴論を載せ、次に宋の梅堯臣が食河魴詩を載せんと思ひしかども、田汝成が叔禾稿を藏弄する人なし、浪華の賈人蒹葭堂、藏書富贍の名ある故、門人田中此母、幸に阪にある故、蒹葭堂へ尋ねさせけるが、渠も此書所藏なし、様々あさりたれども、於今得ることなし、梅

堯臣が詩は宋文鑑に載せたり、唯汝成が論を得ざる故に未だ世に行はず、又蟲毒治方は、李時珍が食物本草に載する處を本として、猶諸書より一々勘合して編成す、此度焚書のついでに、此等も俱に火中に投せんと思ひしが、屹と心付たることあり、此編は世に行ふて人の爲になるべき者なり、著書のことには仁之道なれども、爭論を起せば人の仁を害す、是全我不仁也、此編は我見識を立つるにあらず、我愍念より出るなれば、存して世人に貽し、與ふこそ正に仁なるべしと思ふにより、焚棄のことは思ひと、まゝりぬ、是より相繼で諸の中毒の治方を集め、世に貽さんと志したれども、知命の年を越ね、病羸の身とさへなりぬれば、これも空しくなりぬ、扱醫學の根元は素問なれば、偏に此書に力を盡したれども、其深義、奥旨容易に通曉すべきにあらず、於是先難經を熟讀し、次に仲景が傷寒論を研究すべしと思ひ、只管環讀する程に、仲景が方意の眼を識得せり、凡そ仲景が立方の骨髓を得たるものは、張戴人一人なり、此は、當世の古方醫者と稱する者の、夢にも知らぬことなり、當世の醫は、只其方法に拘りて、仲景が立論の

主意を知らず、傷寒論の活套たることを心得ず、故に病變して方變せず、膠柱鼓舟、故に人を誤ること常に多し、幸にして病瘳るも悉偶中なり、是他なし、仲景が腹腸を探らず、徒に傷寒論の文面に抱泥するが故なり、善い哉詩胤宗が言に曰、用仲景之法、不守仲景之法、又程應施曰、土直傷寒論爲手と、二人の言、見識ある者と云ふべし、扱素問の書を、古來儒醫ともに、たしなべて醫方の書と思へり、誤なり、余此書を熟讀するに、一書の主意全く上古天真論にあり、其文曰、聖人不治己病、治未病、病已成、而後藥之、譬猶渴而穿井、闕而鑄兵、不亦晚乎、又曰、食飲有節、起居有常、不妄作勞、虛邪賊風、避之有時、恬憺虛無、志閑而少欲、此其一書の主意にて、四氣調神より以下は皆此意を述る而已、されば上聖の道、養生を以て主とす、藥鍼灸は不得已の權なり、是一書の主意なり、此主意を得て此書を讀めば、義理自ら分明なり、其他錯簡差謬、一々反正して、素問の眞面目見るべし、中肯を作れり、

香川南濱先生著書大意畢

右借之於社友向井南沼氏、贈焉、于時安政歲在乙卯之春二月下浣也、原書蓋勝田某通稱 幾太郎

之所藏、而寫之無格紙、每半面一十有六行也、今書此系册子而一十行也、字畫大小與原書異、而其無定數者則同矣、最樂齋赤松淵九淵題、同上時月之二十有九日夜書於南濱之雨燈下、

仁心論

近頃一醫彼の山脇なる者に倣て、罪人の剝られし死殻を官に請て、一は蒸て人油を
とり、且その肉を剔て骨をあらはさしめ、これをよく洗ひ、淨くして、その骨を木工に
視せて、うつし作らしむ、一は腹を刳て、臟府を探り觀て又模寫す、其巧み恰も生る人
の如しと云ふ、觀者憫々として、なの、き懼るを聞けり、又彼人嘗東都に齋持す、彼土
の人士これを聞て請ひ索む、彼みなその細工を賞美せりとかや、吾儕小人は然らず、
倡端不善を悲哀す、我 南濱先生後人の倣はんことを恐る、俗人は、塗車芻靈を備さ
を分別せず、俱に仁不仁をい、かたし、道に依る人の眼より見れば、孺子の將に井に
入らんをさするを見るがごとくならん、先生已こを得ずして、一小冊を編て將來
を救ふ、仁心を懷て、怵惕惻隱、誠の性情より出したもう、是乃人心なり、孟子いふ、禽
獸に異なる人は殆んど希なりと、天下の人々、面獸心の人、十に七八にすぎ、こゝろに
さは、いかゞ答ん、吾身を看れば、誠に孟子の言る如し、それ誰か備さ、芻靈の仁不仁
を知ん、この小冊子を小ますべからず、これを小まするものは、所謂巧言令色の人に
して、惻隱の心なき人なり、この書を覽て、前非を悔ひ、道に善に従ふべし、忽にすべか
らず、

頃者彼人痿疾而没、工亦不幾而死、作備之事、固不可爲也、吾亦知之矣、彼人蓋慎諸、嗚乎
哀哉、孟子不曰乎、仲尼曰、始作俑者、其無後乎、君子之言、有信而微焉、我 南濱先生、有先
見之明、吾苟志於仁、是以益尊信 先生之言、乃騰藏之於家、且辯數言、以示不可忽焉爾、
江南濟士 慎撰

歐希範五臟圖論抄錄趣意

余昔年南村に閑居せし時、夏日の長き、消暑の漫書あり、漁隱放言と名づく、唯是
醉飽之餘、聊自娛する而已、其中蒙齋筆談に載する所の歐希範五臟圖論一條あり、
其大意は京師の醫山脇道作、一刳刑の者の死殻を官に請て、其五臟を刳し、探
觀し、畫工に命じて圖寫せしめ、一書と成して、臟志と名づけ、印板して世に行へ
り、余嘗書肆に過りて、其書を閲し、悽然として、顧て從者に謂て曰、此書一たび出
て、我恐らくは輕雋の徒これに倣はんことを、因て思出ることあり、嘗古今說海
を讀む、收むる所の蒙齋筆談に載す、宋仁宗慶曆年間、廣南の逆賊歐希範と云者
あり、其頃元昊と云者、西方に叛逆して、天下以ての外に騷動す、希範其變に乗じ
て、數千人の惡黨を驅集め、謀叛を企てける、朝廷楊畋と云者を討手に差向られ

けれども、希範知數ある者にて、計策たくましかりければ、楊暎反て、勝利を失ひける。爰に待制なりける杜杞と云者あり、智慮ある者なりければ、朝廷詮議して此杜杞を差遣す。杜杞其境に入りて、僞て使者を立て、降參せば、朝廷其罪を宥免あるべき由、申遣しける。希範も逆も勝利を得べしとも思はねば、竟に其術中に陥りて、をめくんと降參してけり。扱杜杞酒肉を設け、大に宴を張て、希範を招きければ、乃ち其首領數十人と皆至れり。杜杞強て酒を進め、皆々醉たるを伺ひ、盡く座上に於てこれを執へ、翌日皆磔にかけて市にさらせり。且皆其腹を刳し、醫師に命じて五臟を探觀し、書工をしてこれを圖寫せしめ、歸りて天子に献せり。天子其功を賞して、慶州の帥に昇進せしめらる。時日を歴すして、杜杞希範が狀を觀る。一夕圓に登りけるに、忽ち圓の中に臥てあり、家人急ぎこれを引出し見れば、口鼻ともに血を流す。誠にかすかなる聲にて、歐希範拳をもて我を撃つといへりけるが、後三日といふに、竟に空しくなりける。因果報應古よりこれあり、史傳の載する所昭々たり、豈畏れざるべけんや。此一條を抄録し、并に秋長夜話

に記する一條をも、其次に載するは、彼の山脇が藏志作れるを悲歎し、輕篤の徒のこれに倣はんことを慮りけるに、果して此頃一二の醫生、官吏に請ひ、海賊の死殻をもらひて、一は解體し、一は蒸て其五臟を刳しける由を聞に及んで、余が遠慮あることを思ふにも、餘に淺ましく、長大息に堪へず、此一編を筆成して、復もや斯る溢れ者ありて、不仁の事を爲し、官吏も亦不學の請を招んこと、口惜からずやと思ふ、一片の婆心、已むことを得ずして、此小冊子を編する耳。

凡刑を行ふは、各其罪の輕重に依て處するは、勿論なり。明律に陵遲處死の文あり、是明の成祖建文君を弑したりける時、己に従はざる者をば、皆陵遲して殺せり。陵遲とは、寸々に斬さいなむことなり。殊に殘酷なりけるは、鐵箒を以て、肉をこそげ殺たりける。明の成祖ほどの殘酷不仁の人は、古今あるまじきなり。さるに宋學を尊崇し、三大全を作らしめ、父太祖の意に違へること、不孝の甚しきなり。かゝる不仁無道の君に倣はんことは、實に聖人の罪人、天道の容さるることろなり。夫死罪の者とても、刳刑は刳刑、腰斬は腰斬にて、事濟むべし。さるに其死

殻を豺が谷へ棄る故に、道理を辨へざる少年、士庶のわかちもなく、勝手次第に斬さひなむこと、甚いはれなし、別して哀れなりけるは、木本伊門が事なりける、さすが士ほどの者を、豺が谷へ棄てたるほどに、其死殻を無頼の者ども、佩刀の試にしたりける、最も口惜きことならずや、師を殺したる重罪の者なれば、重刑に處せらるべきは、勿論なり、さるに備れたる二人の僧は、市を引渡し、本主の伊門は私かに刎刑し、其死殻を豺が谷へ取棄つるとは、如何なる刑法にや、愚かなる心には一圓に意得がたし、古へ首渡しと云ことあり、伊門はさすが士なれば、獄屋に於て刎ね、二僧の前さへ首渡しして、同じく梟首せらるべきなめりと思ひたるに、案に相違の事なりけり、夫縱令死殻にても、寸々に斬りさいなむは、全く陵遲之刑なり、且私にせんことは、第一上の權を奪ふ、政事の闕失といふべし、願くは刎刑の者の死殻をば、乞食に命じ、土中に埋めしめられれば、仁政の一端なるべし、

○近世阿蘭陀人、長崎港へ來り、東武へ參朝する故に、其論説を珍しきことに思

ひて、事理を辨へず、夷狄の俗に倣ひ、大日本の國風を遺忘し、中華聖人の教を失却すること、最も悲むべきことなり、此事一たび行はれて、竟に我

日本の患となる、夫我

日本には、神世大己貴命、醫藥の方を創めたまひしより、和氣丹波の家方法を傳へて、良醫世々乏しからず、昔韓曾疾あり、醫を我

日本に需めたりけるに、辭して遣らず、反簡に「扁鵲豈入鷄林雲」の語あり、本朝文粹に見えたり、丹波家に傳へたりける四花の灸法、神應經に載せたり、是等は皆我が

日本古昔醫方に精にして、異域に假ざるの証なり、いまだ曾て人の五臟を解て、療治のたよりとしたることなし、昔皇朝の盛なりし、専ら仁恩をもて天下を治めらる、徳風四方に浹治し、四夷化を慕ふ、

東照神君、寛仁大度、五服懾服、遠人來王、獻琛元龜、象齒賂金、歲々貢を絶たず、目出たき

邦に生れて、何んぞ蠻夷の惡俗に倣はんや、天道を畏れず、國家の仁政を蔑如す、罪科實に輕からず、

漁隱放言

日本古書 歐希範五臟圖論

一日携二三門人入市、過書肆、偶取一書閱之、則請一刑人死、剝其五臟、以探觀之、而記焉者、其說多與素問不合矣、余看其圖、悽然顧謂從者曰、我恐此書一出、世之輕傷之徒、或倣之也、忽記嘗讀蒙齋筆談、曰、世傳歐希範五臟圖、此慶曆間、杜杞待制、治廣南賊、歐希範所作也、希範本書生、桀黠有智數、通曉文法、嘗為攝官、乘元昊叛、西方有兵時、度王師必不能及、乃與黨蒙幹、嘯聚千人、聲搖湖南、朝廷遣楊畋討之、不得、乃以杞代、杞入境、即偽為招降之說、與之通好、希範猖獗久、亦幸苟免、遂從之、與幹挾其會、領數十人皆至、杞大為燕犒、醉之以酒、已乃執於坐上、翌日盡磔於市、且使皆剖腹、列其腎腸、因使醫與畫人、一一探索、繪以為圖、用是遷待制、帥慶州、未幾、若有所觀、一

夕登園、忽臥于園中、家人急出之、口飛皆流血、徹言、歐希範以拳擊我、後三日竟卒、宋史乃云、醢希範以遺諸蠻、夫磔之醢之、戮亦足矣、列其腎腸、圖以傳于世、此何心哉、其殘酷不仁、雖桀紂亦奚過之、宜其遭田蚡災也、因果應報、史傳之所記載、不可誣也、豈佛氏之妄矣哉、且抄錄其文、以戒世之好事者云、

秋長夜話續編

人を刑するは重事也なり、王制曰、司寇正刑明辟、以聽獄訟、必三刺、有旨無簡、不聽、附從輕、赦從重、凡制五刑、必即天論、剩罰麗於事、凡聽五刑之訟、必原父子之親、立君臣之義、以權之、意論輕重之序、慎測淺深之量、以別之、悉其聰明、致其忠愛、以盡之、疑獄、汜與衆共之、衆疑、赦之、必察小大之比、以成之、成獄辭、史以獄成、告于正、正聽之、正以獄成、告于大司寇、大司寇聽之、棘木之下、大司寇以獄之成、告於王、王命三公參聽之、三公以獄之成、告於王、王三又、然後制刑、凡作刑罰、輕無赦、刑者、側也、側者、成也、一成而不可變、故君子盡心焉、此文を看ても、古人の刑を重するを知るべし、さるに人を刑するを、なぐさみ事のやうにこゝろへ、見せもの狂者など見るやうに立

さはぐ事はなほだあるまじき事なり、浪華などにては、與力二三騎、乘馬にてこ
 れを鑿すとぞ、さなくとも、徒士目付、町廻りやうの者をして監せしめたきもの
 なり、余は腰斬の者は勿論、市中引渡にても、生涯見物したる事なければ、委しき
 やうすは知らねども、話に聞及しは、竹が鼻にて死刑行はるゝ時、見物の者、大勢
 入つごひ、門外まで溢れて、罪人入る事あたわざりし事、數度に及べりしとかや、
 沙汰のかぎりなる事也、甚しくしては、父その子に命じて、往て見せしめ、又は豺
 が谷へ遣し、棄たる死殻をきり、その汗鱗をば厭はで歸りて、やうすを問へば、其
 子もしたり顔に、けふの腰斬は、何某きり給ひしが、手際よろしく、取棄の死殻き
 りこゝろみ給ひしが、きれ味もよろしく侍ふなどいへば、父もよろこび、我子の
 剛臆を知ると思へる、うつけものもあるぞかし、夫刀劍は、本これ人をきるため
 に作りしものなり、名作を擇て挾たらんに、なにかはきれざるべき、武士のたし
 なみなれば、随分なるたけは、よろしき物を挾すべし、其上は、手中の習練にはあ
 れども、第一の習練といふは、唯是義の一字なり、

○大凡罪人引渡の後、竹が鼻刑場に於いては、諸官列を正し、嚴重に事を行ひ、見
 物の者、一切に停止したき事なり、必竟かゝる事も俗習となりて、執政長官、意を
 付ざるゆへなり、明眼ある者にあらざれば、俗弊は知る事あたはず、無益の事を
 させんよりは、學問を勤めさせ、義といふ事を知らしめたし、

此編也者、吾南濱香川先生、嘗私有爲而撰焉、固非所以公子世者也、夫刑罰者、存亡之所
 由、死生之所繫、德不德之所顯、與國之所鑒也、仁亦存茲、不仁亦在茲、重莫重焉、君子之所
 以不可不慎而行也、吾

先生不得已、而所以言焉者、蓋亦仁也、使不仁者、仁心之興焉、不亦仁乎、濟也、名之爲仁心
 論、以藏之於我、以遺子子孫々、不亦爲仁之端乎、

江南濟士慎後序、

仁心論終

焚書旨趣

我わかゝりしむかし、もしほぐさかきあつめきたるふみどもを、さいつころ、あさひかげにほふのしまのうみべに、たちのぼるけふりとなしぬるを、我をし
たふ、ごもたちの、かれこれきたり、いさめぬれど、ゆくかはのすぎにしあとなれ
ば、せんかたなし、ふかきこゝろばせのほどは、なには江の、もにうつもるゝ玉が
しは、あらはれ見ぬん、よしもなければ、いたづらに日ころをすごしぬるを、また
はりまなる、しかまにそむるあながちにせめられて、そのよしを、いさゝかにか
いつくるになん、
そもく、我いまだいとけなきころより、ふみのみちに、ふかくこゝろをいれて、
あかねさすひるはひめもす、つきゑにむかひ、うばたまのよるはすがらに、ごも
しびのもとに、ふみをひろげ、いやたかきひじりのみちを、あふぐこゝろの、やん

ごとなく、なをあづまちの、みちのたくをもたづね、つぼのいしぶみ、たねたるを
もつぎ、ひじりのふみの、ひともじをも、さきのかしこき人たちの、まどひぬるこ
とを、たゞしおきてん、いさゝかのいさほしをも、たてまほしく、やうく、のふみ
どもをあつめ、あさなゆふなに、さぐりもどめ、こゝろにあひておぼゆることは、
ふでのまに、く、かいつけて、よにもたほやけにし、ものまねぶ人のいさゝかの、
たすけにもと、はるかなるみちに、おもひたちぬるが、また、なには江のあしわけ
小船さはりたほき、よのことわざに、たちまぎれ、枯野にたてる、萩のものとあら、す
ゑどほくて、くめぢのはしのなかたねぬるぞうらみなる、いまはたいそぢのど
しをこわて、むさしあふみ、かけてたのみもなき身なれば、むかしのこゝろざし
は、あらたまのどげなんことも、こゝろもとなし、はまちどり、つたなきあどをの
こさんも、いと口たしきわざなれば、かくものくるほしきことをさへ、しがのう
らなみうらめしく、
あはれなりあさつのはしにたく霜の

ふみみしあとのきねものこらで

さてそのふみやきつる、ころのあらましをさへ、かきつけよと、すゝむる人の
たほかるをもがみ川のぼればくだる、いなふねのいなといはんも、つれなけれ
ば、もろこしの、ごらふす野べに、まふりてしけん、むかし人に、ならふかし、

遊長門島記并説

寛政壬子夏嚴島にたもひたつ事あり、四月廿四日、船にのりて、漕出たりけるが、
北風俄にはげしく、からうじて能美島といふ所に着ぬ、これより渡子島へはい
かばかりありやと尋ねければ、一里ばかりも候はんといふ、さらば渡子島へ渡
るべしとて渡るほどに、瞬目の間に到りぬ、此所の長をば、五作といふ、人となり、
ことに篤實の者なり、年久しく余に従學せり、そのよし、使して申遣はしければ、
倒展して出迎たり、借五作が家に到りて見れば、誠に年ふり住なしたるが、海に
臨みて、いと物さびたるけしき、先あはれなり、其夜は彼家に宿し、あくるあした、
倉橋島の長、新六といふもの、つとに酒携へ來り迎へたり、もとより倉橋島は、萬

葉集によみたる長門島なるを、いつのころよりか、其名かくれて、倉橋島と稱す、
倉橋島は、此島の内、本浦一村の名なり、余三十歳ばかりの頃より、長門島は、必ず
倉橋島なるべしと、うたがひ思ひて、既に秋長夜話初編にこれを書たりき、今既
に三十年に近して、猶已ことなく、彼島の人にも、又はその所往來の人にも、尋ね
けれど、たしかなる事も聞かず、聲に吠の徒、己が見出したるやうに、いふものあ
れど、はからずも、此所に來りぬるは、ふしぎ成ける事なりかし、そも此長門島は、
神無月しぐれふりたける、ならのみや、天が下しろしめす、天平八年丙子夏六月
新羅に使用する人々の旅況を傷てよめる歌なり、その次第、備後國水調郡永井浦、
風早安藝國、長門島なり、水調郡今封内に入る、永井浦詳らかならず、近世三原絲
崎とすれども、させる證なし、説あり、別にしるす、風早浦も亦詳ならず、永井浦の
次に出たれば、是も水調の内なるべし、名所方角抄には、伊豫國といへれど、伊豫
の風早は、通船の所にあらず、今此國にては、地方に風早といふ所あり、賀茂郡に
屬す、是同名のみ、此名諸國に多し、いつの頃よりは、江波島を長門島と稱し、嚴島

道芝記にも、此處を出せり、近頃は此島の小祠を、長門島大明神と稱し、あられもなき安説をなすこそあさましき、たもふに、古使人、妄に無用の所へは立寄べからず、されば新羅に使用する船の通船の海路十里ばかりを、何の爲にか漕入べき、其上萬葉集載るところ、長門島にての歌五首、江波島の景色にたいて、一もあたれる事なし、長門島の名久しく隠れて知る人なし、余はからずも此島に到りて、里人にも尋ね、島の景色をつらく見てまがふかたなき、長門島なる事を定めぬるは、借なりといへども、我安藝國第一の名所を、そこさしきはめぬるは、一かたならぬいさをしならめ、たゞ願くば、一頑石をも建て、古跡を著し、公にせまほしければ、文雅を好む人なければ、我志も、むなく朽なん、いとほいなきわざならずや、廣島より渡子島へ南方海上七里ばかり、五作の住所を田原浦といふ、田原浦より一里ばかり漕行て、地方はうちつゝきたる石山にて、風景よし、瀑布なる瀧と稱す、倉橋島の内、重生浦に屬す。もあり、其所へ上りて、沖の方を望めば、島嶼基置して、風景いふばかりなし、此あたりの海口を、すべて長門口といふ、田原浦より一里半ばかり、

重生浦あり、人衆重生より五六町ばかり、善太郎鼻、それより四五町長門崎といふ、長門崎より沖の方十町ばかり、成亥の方、小島あり、能美島に屬す、我島といふ名所なり、歌枕名寄に出づ、わたつみの、たきどころこそ、うきたれど、こる我島ぞ、これはなかし、ま、長門崎より五六町ばかり、なべ島、倉橋に屬せ、小島なり。石山にて、尤美景なり、須川浦人家あり、小里なり。龍の口、此所大盤甚奇なり、帆掛石、鯨石、雞石、皆其形状の似たるをもて名づく、影浦に、立石あり、高さ三十三尋ありと、かや、本浦繁昌の地なり、此處、本は倉橋といふ、今此島の島本なるゆゑ、本浦と稱す、此浦の名を、一島にかうふらしめしゆゑ、長門島の名隠れて、僅に長門崎、長門口の名のみ存せり、此所船を造て業とす、本浦より少し東に、宮の濱といふ所あり、此處、萬葉集の歌に、よく合ひ、濱邊に松原あり、今は老松なれど、長門島の小松原と、よみし此處なるべし、山川の小流もあり、爰も、たきつ小川、たわすあらば、またもあひ見ん、秋かたまけて、よみしけしきにて、たわすあらばと、よみつれば、そのかみもわづかなる流と見へたり、八幡の祠あり、星霜物ふりたるさま、いと殊勝なり、傍に辨財天の祠あり、

此處に、しばしやすらひ、古をたもひ、かくぞ思ひつゞけぬ、
 いくよへて、我をや待し、小松原、長門の島をけふ見つる哉、
 それより、又船に打のり、鹿老渡といふ處に渡りぬ、長串山尾立人家あり室尾に亦
里な海越小里なりなどいふ所を過て、鹿老渡に到り見れば、島山のさし出たる所
 にて、泊船の湊なり、鹿老渡名義鄙俗にして通せず、是韓亭の訛なるべし、筑前國
 にもあり、萬葉集に見たり、韓人泊する所なる故に此名あり、又次に肥前國松浦
 郡狗島亭あり、皆韓人往來の泊する所の名によれり、此鹿老渡、今も泊船の湊あ
 り、土人云、七八十年來、人家多く建て續て、繁昌の地となると、鮮國浦、濱邊の松林、
 皆くふりたり、樹のひきくして、景色尤もよろし、小川もありて、大やう宮の濱
 に似たり、太閤秀吉公、朝鮮征伐の時、此所にて船造らせ給ひけるとぞ、鹿老渡よ
 り龜が里へ一里、なさけ山海中の小島なり又なさけ島ともいふ、名所なり、賀茂郡阿賀浦
 に屬す、六百番歌合、顯昭法師のうた、絶果ぬなさけの山の雲消てはるゝこゝろ
 やほし合の宮、隱戸の迫門、平相國清盛公、此所をきり通し、通船のたよりとし給

ひ、一字一石の法華經を書寫せしめて、海口にしづめ、其上に石塔を建て、鎮護と
 せられけり、塔今尙存す、清盛の墓といふは、愚俗の謬傳なり、清盛の墓は攝州兵
 庫經が島にあり、經が島に納骨せしよしは、平家物語に明なり、此石塔經塔たる
 事は經が島の例に同じ、されば此所を民俗稱して、成塔の迫門とよびしを、後訛
 りて隱戸の迫門といふなるべし、古老云、此所は兼久因幡守居城せり、平相國の
 時より以前の事とぞ、毎年孟蘭盆の節、階子を船のごとくにして、常に異なる念
 佛を唱へ、塔廻をめぐる、俗人頭巾法衣を着し、鉦鼓を打なり、鉦鼓は古代の物な
 りととかや、隱戸を過て、汐もむかひ、風も力なく、日暮にたれば、船を海中にごいめ
 て、物くひ酒のみて臥しぬ、夜半ばかり、風ふきしほもよくなりて、船を發し、には
 よく曉方嚴島に着ぬ、

松本安美傳

松本安美者、字子純、安藝州廣陵人、家世服賈、至安美父定好、始好學、安美少受業于
 父、初爲伊藤氏學、既而物氏之學、盛行于海內、安美乃與父棄其學而學焉、後有一僧、

新來自東都出於服元喬之門善詩安美從學詩遂工詩矣安美爲人謹勅小心翼翼
躅躅自奉然善與人交又善談常手外之履滿矣談笑終日而不倦客亦忘去其作詩
若文不肯示人以故人少知之者讀書好正音先是廣陵人讀書者多爲俗師所誤謬
音過多安美始正之以○○書廣陵言音者安美實爲之嚆矢云最好毛詩手不釋卷
誦諷自上口寶曆中以病歿歲四十三矣人莫不嘆惜也安美不慕榮達粥陶器自給
居貧賤而晏如也善飲酒至斗而不亂色益溫矣家架一樓潮汐往來樓下因命曰觀
潮樓之所望小芙蓉山放鷹橋神仙坡中橋乃自題觀潮樓四詠詩所著有觀潮樓集
若干卷未行于世南濱野史曰昔吾與子純友也朝夕往來甚相親善子純歿於今六
年追思往時恍如夢於是述平日所親睹者爲之傳以寓懷舊之感云

評論

新來自東都出於服元喬之門善詩安美從學詩遂工詩矣安美爲人謹勅小心翼翼
踴躍自奉然善與人交又善談常手外之履滿矣談笑終日而不倦客亦忘去其作詩
若文不肯示人以故人少知之者讀書好正音先是廣陵人讀書者多爲俗師所誤謬
音過多安美始正之以書廣陵言音者安美實爲之嚆矢云最好毛詩手不釋卷
誦諷自上口寶曆中以病歿歲四十三矣人莫不嘆惜也安美不慕榮達粥陶器自給
居貧賤而晏如也善飲酒至斗而不亂色益溫矣家架一樓潮汐往來樓下因命曰觀
潮樓之所望小芙蓉山放鷹橋神仙坡中橋乃自題觀潮樓四詠詩所著有觀潮樓集
若干卷未行于世南濱野史曰昔吾與子純友也朝夕往來甚相親善子純歿於今六
年追思往時恍如夢於是述平日所親睹者爲之傳以寓懷舊之感云

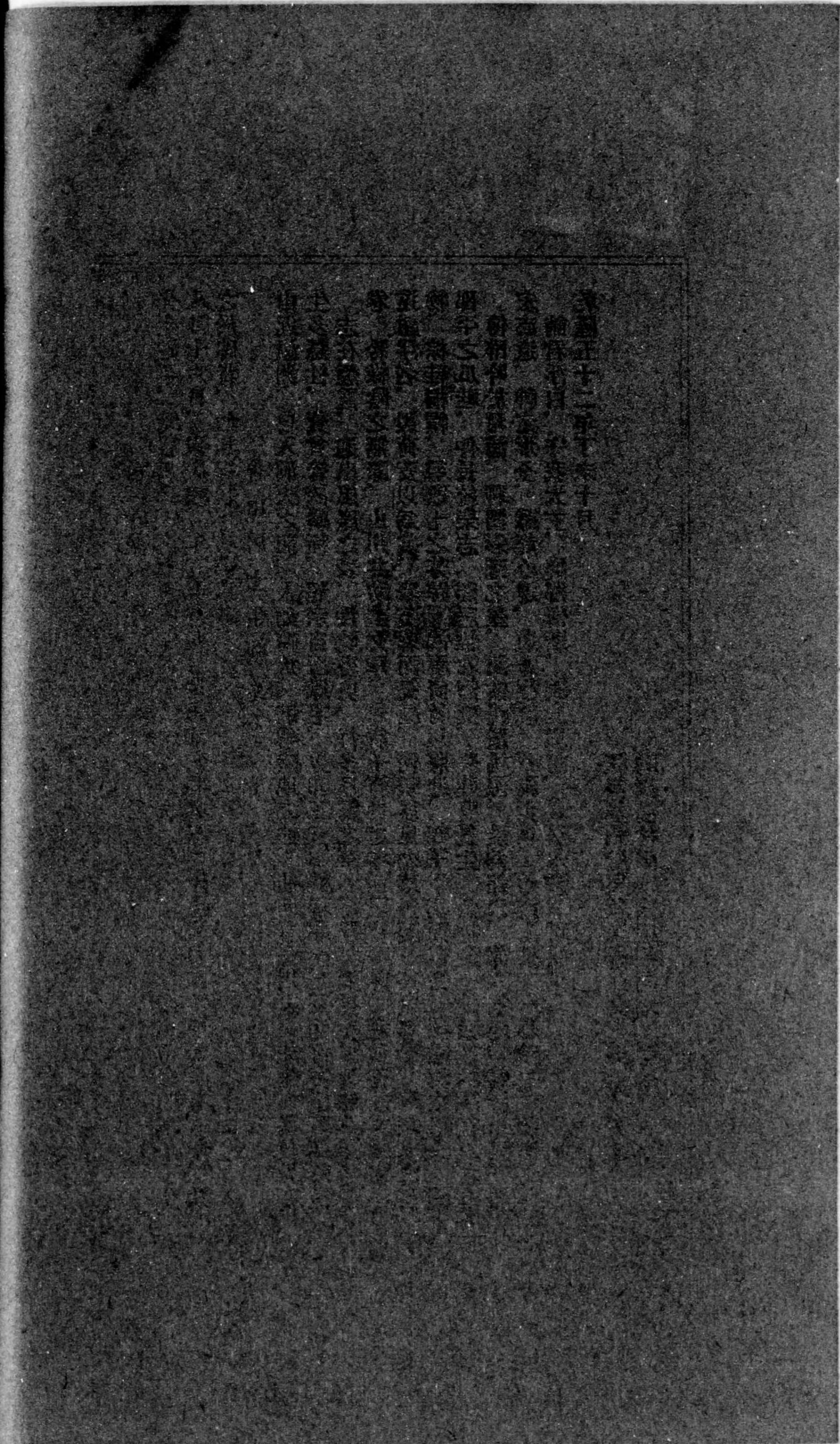


南濱香川先生墓誌銘
 先生姓平，為香川氏，名蓋臣，字爾公，一字忠夫，號南濱，稱脩藏，寬政四年壬子秋八月十六日，以病歿，年五十有九，嘗託華人吳鳳詔，作生壙名，甚珍焉，有遺命，鐫之於碑背，如其行狀，具于家譜。

香山居士生壙銘

山近瀛洲，自入洞天之記，人如綺角，堪稱陸地之仙，仙則有香川忠夫先生，夙負異姿，生多慧性，寶曾管誇麟稱，超宗自擅鳳毛，少即工文，共稱才士，長而好古，實邁時流，志在煙霞，迥出風塵之表，性耽書史，每多月露之華，攬翠靄而長吟，天地常留於詩卷，盼綠陰之無際，山川共助其文章，朱翁子將貴之年，早甘晦跡，遽伯玉知非之歲，遂謝浮名，製荷芰以為裳，褰芙蓉而築屋，何須展足勿慕折腰，茶竈筆床，携幽人之長物，棕鞋桐帽，尋逸士之芳踪，鴻妻倚竹以將迎，鶴子爭花而獻笑，灌靈均之蕙幽，築邵平之瓜畦，仲長統樂志，間居惟耽麴蘖，蒙莊叟養生，齋物豫卜佳城，試浮紅友之樽，傳醉吟於瓊浦，聊潤彩毫之墨，記仙蹟於桃源，爰為銘曰，偉人崛起，鐘祥自天，器宏志遠，神定形全，識超心達，道方行圓，不羈世網，希跡上仙，一息千古，轉瞬百年，請君浮白，守我大玄，醉鄉何所，義皇以前，貞珉永泐，可法可傳。

江南蘇州府吳縣儒學生員 吳鳳詔撰
 勅授儒林郎 候選州同知 周壬祿書



評 論

香川南濱先生に就て

この文題は「秋長夜話を讀みて南濱先生の人と爲りを評す」でも爲した方が、適當かとも思はれますが、もてが斯様な題名にしてありますから、其まゝ採用したのであります。さて此文は、大正二年四月七日藝備先哲祭を廣島公會堂に於て舉行されし時、其祭神として列位すべき皇學家、儒家、醫家の大家數十名を調査選擇する重任を私(著者)に委託されましたものですから、私は南濱先生の事蹟につきても調査せしに、先生が晩年轍軻不遇に終はられたことにつき、特に深く同情の念を起しまして、遂に一文を草し、先哲祭前、數日間、藝備日日新聞に寄せて連載したのであります。それが即ち此文でありまして、多少の訂正を施してあります。然るに夫より三年餘を経て、大正五年の秋、今上天皇陛下九州に御行幸あらせられし時、南濱先生が文化風教上に貢献したる偉功を追旌あらせられ、畏くも贈位の恩命を下されました。私は其時にどうしたものか、別に先生とは縁故もないのに、聖恩の優渥なるに、特の外不思議なほど感泣したのであります。縁故もなきに、縁がある故に、私は往時を追懐して、感慨に堪へず、此文を卷末に轉載するに至り

所を創立せられ、講堂を區別して東堂西堂とし、先生は東堂で古學を講じ、春水は西堂で朱子學を説き、東西相對峙して教授して居られたのである。然るに寛政二年幕府が異學禁止の令を發してより、先生は學派の異同を以て、官を罷め、學問所を去られた。乍併當時賢明の聞け高き藩主重巖公は、先生の學才を甚だ惜まれ、修業堂を城南常林寺小路に興さして、子弟を教授せしめて居られた。晩年先生感ずる處あり、自から著書を仁保島の海濱に持ち行き、悉く之を灰燼にしてしまはれた。其故に貴重なる先生の著書も、今日は三四種の外殆んどないのである。

先生は寛政四年八月十六日廣島に於て病歿せられ、田中興禪寺に葬られた。時に年五十九である。不幸にして子孫なく、又敢て繼嗣を設けなかつた。爲めに終に家は斷絶したのである。

南濱先生の著書は、右に述べし如く、晩年自から悉く之を燒棄せられたる故、今日に残存するものは唯だ「秋長夜話」正續編四冊の外、二三種だけである。此

他に尙ほ貴重なる著書二十餘種のありし事は明らかなれど、實に今となりては甚だ惜むべきことである。然れども幸にして「秋長夜話」は先生の隨筆とも見るべき者にして、其中には先生の溢るゝばかりの感慨を洩されしこと、又藝備の方言、風俗、及名蹟につき、獨特の創見とも見るべきものが見はれて居る。而して是に依て先生の豊富なる學識や、高尚なる識見の一端を窺ふことが出來得るのは、まだしものことである。「先生」の「秋長夜話」には、藝備の方言につき論せられたることが、その大半を占めて居る。嘗て新井白石が豊富なる學殖を以て、日本の雅言を研究し、「東雅」を著はして居られるが、之が今日となりては、日本の言語學上最大の寶典なりて居る。然れども雅言の研究は、其材料も潤澤であつて、研究も比較的もやすき事であるが、方言即ち地方的俗語は、其研究の困難なること、到底雅言の比ではない。南濱先生は和漢の古典に據り、一々藝備の方言を眞面目に精密に考證研究して居られるのである。藝備の方言を學理的に研究したるものは、恐くは先生を以て創始とし、

いびせし

ごころ

あづる

あづる

あづる

又先生歿して後ち、これ程に研究した人は未だ曾て無いと思はれる。先生が藝備の方言につき研究された二三を例として擧げて見やうか。一此國に畏るゝことをいびせし」と云ふ威武せしなるべし、威武なるものは人望んでこれを畏るゝ故なり、日本紀に素盞雄尊安忍也と云ふを、いぶり」とよめり、これ威武の音を用ひて訓とせるなるべし。一此國の人雷を「ごころ」と云ふは轟なり、車の轟くが如くなり、さて「ごころ」は述驚(あとおどろく)なり、行過る迹の驚なり、日本紀に述驚の岡と書るにて知るべし。一此國にて窮することをあづると云ふは、足摺(あしずる)なり、伊勢物語に、あしずりをして泣きもかひなしといへり、人困苦甚しければ足摺するなり、俊寛僧都があしずりせし事、平家物語に見ゆ、土佐國に足づり山あり、昔彼寺の僧師の別を悲しびて、足ずりして泣ける故、かく名づく」と云ふ、

ひだち

名蹟及地名の研究

可部

一近世廣島に子産れて成長するを日立といふは、日足なるべし、舊事紀に「汝自腹所産十三男子等、汝戀養日足奉耶(以上舊事紀本文)日立ひだちは、養ひ立るなり、日本紀には直ちに養をひたす」とよませたり、或は肥立(ひだち)書もあり、たしあてなり、他に多々あれども、多くは此類である、次に藝備二州の名蹟及地名につき、五日市村蒲冠者の祠並に墓、安藝埃宮、可愛之川、博島の墓、糸崎、嚴島、白神社、其他十五ヶ所の名蹟及地名につきて論じてあり、嚴島道芝記の誤謬をも擧て説かれた所、數ヶ條もあるのである、後ち本藩に於て「藝藩通志」を編せらるゝとき、大抵皆先生の説を採用して居るのである、地名につき、先生の面白き解釋を下された二三を擧ぐれば、一可部は和名類聚に漢辨と書く、とも河戸なるべし、今可戸(かふ)といふ村あり、もと一村なるを分ちたるなるべし、河戸は河の口をいふ、此地太田河の口なる故に、かく名付くるならん、

一 佐伯郡己斐村は峽村なるべし、峽は山間なり、此地両山の間にはさまる故に名付くるなるべし、甲斐國も峽の國なり、
 一同郡草津は軍津なるべし、神武天皇、神功皇后、皆此地に營陣し玉へるよ
 次は政教上の事につきては、嚴島の神威、廣島にて僧侶婦女の羽織を着る事、
 廣島一向宗寺院法會を行ふ時奏樂することの非なる事、廣島町法度讀法の
 廢れたること、淨土宗の木魚、其他數ヶ條を論じて居られるのであるが、是等
 の點につきては、先生が世間の弊風につき最も感慨を洩らされたる所であ
 つて、或は有職の學より、或は宗教の教義より、或は政治道德の上より論究し、
 其謂ひたき事は、少しも憚らず言ひ盡し、毫も世に阿附ねり、俗意を迎ふるが
 如き色のなきは、如何にもその識見の高潔、その學識の博洽であつたことが
 瞻仰せられるのである、此等の論旨につきて詳しく紹介したいと思ふけれ
 ども、其説甚だ長くして、茲に陳べ盡す事は到底出來難いのである、尙詳しく

見んと思ふ入士は、雜誌「尙古」第五十號―第五十三號に連載してある「秋長夜話」につきて見られんことを、茲に望んでおくのである、
 次に先生は、廣島文學の變遷につきて、次の如く云ふて居られるのである、
 廣島の學問、初め石川丈山遊事せし頃よりは、唯詞章をのみ事とせり、弓削
 仲有は古賢の風あり、敢て記誦詞章を事とせず、専ら心を政術に盡せし實
 學の士なり、山崎闇齋が僻學行はれてより、學者偏偏になりて、聲高にはも
 のをも謂ず、事を爲て過あり、唯己が一身を大事にして、爲すこととは朝
 夕巫祝の業のみなり、これより人なべて學者は棄物のやうに思ひ、甚しく
 しては、學問すれば人柄あしくなるといふ、たもへば辭すべきかたなし、實
 にも其頃の學者ほど暗劣なるものはなし、(中略)栗栖正三郎といふ者あり
 けり、醫學のため京師に登りけるが、伊藤仁齋が德行學風を欽慕し、遂に業
 を改めて儒となれり、學既に通じて廣島に歸り、館を二丁目に開き、生徒を
 教授す、しかれども是時廣島は學問行はれず、たまたま々々學に向ふ者は、四書、

五經、小學、近思錄、古文眞實の外に出る事なし、林道春、山崎闇齋が訓點の本を用ひて、曾て其他を知らねば、伊藤が古義は手にだにとらす、栗栖が學絶て售れず、せんかたなく再び京都に還上りける、ほどなく京都徂徠が著作の書、其外彼門流の書籍多く來りけれど、さして其風に嚮ふ者もなかりしに、其頃僧玄英といふ者、東都に遊學し、服元喬に従事して、頗物氏の學を習ひ、西歸の後、從遊の徒を誘ひしより、東都の學風盛に行はれ、宋學廢し、闇齋が編述は案頭に置くものもなくなりぬ、近來學校興立してより、死灰復燃て彼徒時を得たり、廣島の兒童のだいたごころがし橙だいたごころがし轉だいたごころがしといふ事をするは、他所にては未だ見及ばぬ戲なり、殊に道途の妨になりぬれば禁止したきことなり、廣島の學問もだいたごころがし橙だいたごころがし轉だいたごころがしに似たる事あり、必竟、鯁儒の小量、聖人天下を治むるの大道を私事のやうにたもふ故なり、だいたごころがし右に抄出せる箇條は、實に、秋長夜話中、先生の胸中を最も畏憚なく吐露せられたるものであつて、丈山の朱子學は唯詞章をのみこと、せりと言はれ、闇

齋が神儒學をば僻學なりと痛罵して居られ、又廣島學界の學說の變轉常なきはだいたごころがし橙だいたごころがし轉だいたごころがしの如しと比喻して居られる、先生の懷抱して居られた此思想は、果して正しきや否やは茲に論述すべき限りではない、けれどもこれに據りて以て先生の確守して一步も譲られなかつた學說、終始一貫して撓められなかつた識見の一端は、規ひ知られるのである、先生が晩年己れの著書を悉く火に投じて煙となし、又繼嗣を設けずして歿し、死後遂に家亡び祖先の血食をも絶つに至らしめた、想へば稍や厭世觀を起されたる如き心理状態のあるのは、こゝらが其素因となりて居るのでは無からうかと推量せられるのである、だいたごころがし以上は先生の隨筆と見るべき、秋長夜話に依りて、先生が當時の儒者の弊たる詞章詩賦を以て互に才名を競ふと云ふことを敢て爲さず、嶄乎として獨り實學を本旨とし、學問は經國濟世の道を講ずるを以て要義として居られた卓見の一端を窺ふたのである、もとより十分にその識見の眞價を知るこ

ことは出来難いのである、されども斯の人が當時學界論壇上に於て講説せられたる經學上の著書にして、今尙ほ殘存して居りたならば、其學識の如何に博かつたか、又其識見の如何程に高かつたか、容易に知ることが出来るであらふに、想へば實に實に惜むべきことである、先生は經學、史學、地理、音韻、律典、醫方、地誌、物産等の諸學に精通して、餘程博學で居られたこと、又琴、鼓、琵琶、横笛等の音藝に至るまでも堪能であつたと謂はれて居るが、實に驚くべきことにて、當時普通の漢學者とは一種異彩を放つたる人物でありたと想像せられるのである、斯様に博學多才であつたから、従つて先生は當時の社會に對して、諸方面に互りて、文化風教上感化を及ぼされたることが少なからざりしと、察知せらるゝのである、先生は廣島の人である、然るに先生の眞蹟を十分に知れるものは殆んど廣島にはないのである、先生の父は八木村の農夫である、先生は深き因縁を此

博學多能

結論

村に有して居られる、米溪の梅は毎歲佳花を開き、廣島近郊梅林の冠として嘖々たる美名を恣にして居るのである、然るに鴻儒南濱の名は、其村の人ですら之を知らぬ人が甚多いであらう、嗚呼先生は詞花なき枯木であるが故に顧みられぬであらうか、門葉繁茂せざる朽木なるが故に知られぬのであらうか、されど先生の量るべからざる眞價は、決して埋没せられぬのである、米溪の梅が香氣馥郁たる花を開き、年々歳々變らざるが如く、高潔玲瓏なる先生の芳ばしき名は、幾千萬年の後までも傳へたいものである、

南濱餘影終

南島嶼漫遊記
 大正十年四月十六日發行
 著者 三井大作
 發行者 香川東二
 印刷者 田中剛毅
 印刷所 株式會社廣島印刷所
 廣島市八丁堀七十九番地

大正十年四月十六日印刷
 大正十年四月十六日發行

著者 三井大作
 廣島市上流川町五十三番地

發行者 香川東二
 廣島市河原町百六十八番地

印刷者 田中剛毅
 廣島市下柳町四十四番地

印刷所 株式會社廣島印刷所
 廣島市八丁堀七十九番地



非賣品

明園酒 料友會振興島明園酒

總發行所 八丁橋子十六番

明園香 田中 酒 麴

總發行所 明園酒 十四番

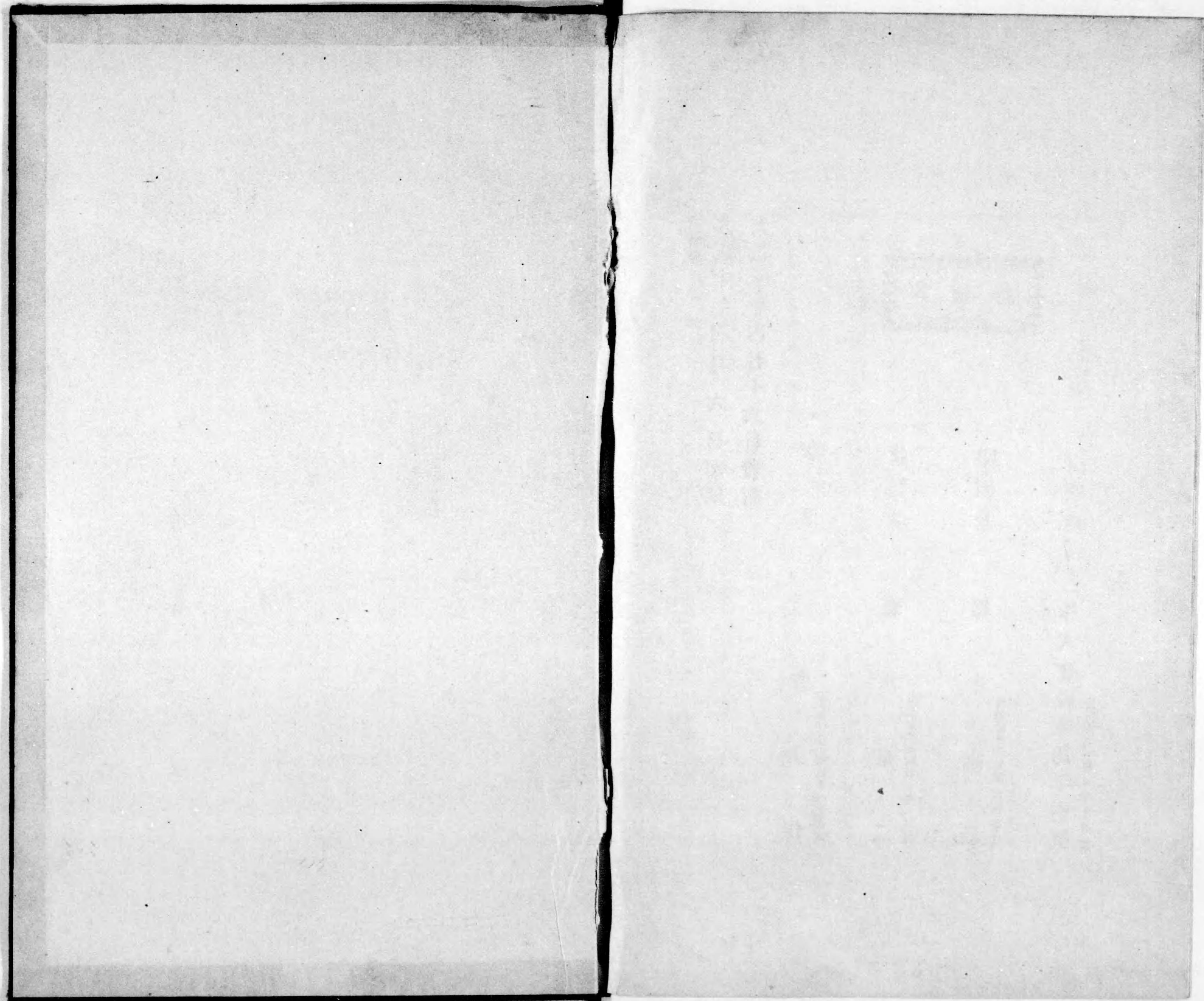
雙林香 香川 東 二

總發行所 明園酒 百六十八番

善香 三井 大 井

總發行所 明園酒 百五十三番

大五十年四月十六日發行
大五十年四月六日印刷



終

